

○埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程

昭和44年12月12日人事委員会訓令第1号

目次

標題

発令

改正沿革

宛先

公布文

題名

□ 本則

第一条（趣旨）

第二条（文書の取扱い）

第三条（公文例）

第四条（公印の種類等）

□ 第五条（公印の管理者及び取扱書

2

3

□ 第六（公印の使用）

印刷モード

終了